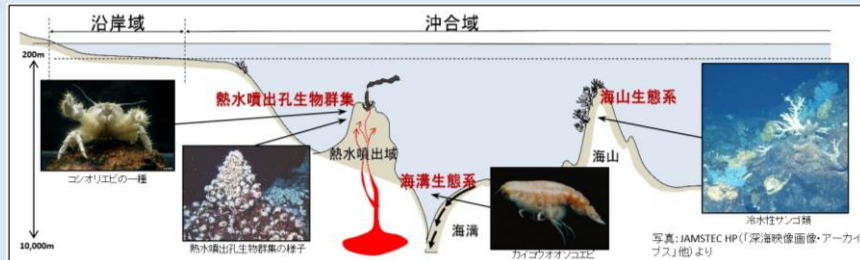


自然環境保全法の改正を受けた基本方針の変更の概要

- 平成31年4月の自然環境保全法の改正（「**沖合海底自然環境保全地域**」制度の創設）を受け、**自然環境保全基本方針を変更**するもの。

自然環境保全法の一部を改正する法律 (平成31年法律第20号)

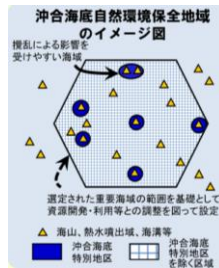
- 我が国は世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家であり、沖合域には海山、熱水噴出域、海溝等の多様な地形等に特異な生態系や生物資源が存在している。



「沖合海底自然環境保全地域」制度

- 環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する。
- 海底の形質を変更するおそれのある鉱物の掘採・探査や海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為を規制対象とする。
- 沖合海底特別地区（許可制）とそれ以外の区域（届出制）にゾーニングする。

※ 我が国の内水及び領海（水深200メートル超の海域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域



自然環境保全基本方針の変更

(1) 「沖合海底自然環境保全地域」の指定・保全の考え方を追記（第2部：各論）

- 自然環境が優れた状態を維持していると認める海域について、自然的社会的諸条件を考慮しながら、一定の広がりをもって指定を図る。
- 自然的社会的諸条件の変化が確認された場合には、沖合海底自然環境保全地域の指定の見直しをできるものとする。
- 科学的知見の充実に努め、適正な保全を図る。
- その他公益との調整、漁業等の生業の安定に配慮する。

など

(2) 社会及び自然環境を取り巻く状況の変化を踏まえた変更（第1部：総論）

- 「第五次環境基本計画」、「生物多様性国家戦略」等の考え方を取り入れて記述を追加。